

捕獲箱貸付の手引き

必ずお読みください

五所川原市ではアライグマにより被害を受けている方に対し、捕獲箱を貸し出しています。

ただし、下記の条件を全て満たすことを要件とします。

記

- 1 貸出期間は原則2週間です。
- 2 市役所において、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての説明を受けてください。
- 3 捕獲箱の設置は本人所有の敷地内で、第三者が自由に立ち入ることのできない場所にしてください。
- 4 エサは各自で用意してください。
- 5 自己の責任で、捕獲箱の管理、エサの入れ替えを行ってください。
- 6 アライグマを捕獲した場合は農林政策課に連絡してください（市役所閉庁日、火曜午後、水曜は除く）。
- 7 アライグマ以外の動物を捕獲した場合は速やかに放獣してください。
- 8 子どもが手を触れたりして、ケガをすることがないように御配慮ください。
- 9 捕獲箱にエサの入れ替え等の作業をする場合には、必ずゴム手袋や軍手をしてください。また作業終了後は手洗いを十分に行ってください。
- 10 次の方が気持ちよく使用できるように捕獲箱は洗って返却してください。
- 11 貸出台数に限りがありますので、お待ちいただく場合があります。



しましま模様の
尻尾が特徴です

(問い合わせ先)
五所川原市経済部
農林政策課
農政係
TEL:0173-35-2111
(内線 2521)